

～よくある質問と回答（FAQ）～

入会申込について

Q 1. 市外に住んでいますが、入会できますか。

A 1. 市外在住であっても、市内の小学校に通学している児童であれば、入会することができます。

Q 2. 郵送での申請はできますか。

A 2. 可能です。ただし、年度当初からの利用予定の場合は、できる限り受付期間内に市役所に届くように提出してください。

入会選考について

Q 3. 入会決定は先着順ですか。

A 3. 先着順ではなく、選考にて入会者を決定します。

定員を超える申請がある場合、児童の学年や保護者の就労状況、家庭の状況などを考慮して入会児童を決定します。

児童クラブの申込について

Q 4. 長期休業中のみの利用はできますか。

A 4. 入会を希望する児童クラブの定員に空きがある場合、利用することができます。希望のクラブが受入上限人数を満たしており入会できない場合は、空きのある他のクラブへ入会することも可能です。（校区外も可。）

Q 5. 働いていなくても、児童クラブの利用はできますか。

A 5. 就労以外にも求職活動や保護者の疾病や障がい、就学、家族の看護・介護などを理由に利用ができます。ただし、申込理由に応じて利用期間が異なることと、理由に応じて「求職活動申立書」や「入会要件申立書」等、書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

Q 6. 土曜日のみの勤務ですが、入会できますか。

A 6. 就労時間が8時～18時の時間帯であれば入会できます。

勤務日数の制限はありませんが、定員以上の申請があった場合、勤務日数が少ない等については、待機となることがあります。

なお、就労のない日については、できるだけご自宅での保育をお願いします。

就労証明書兼自営業申立書について

Q 7. 3月末で一度契約が切れるため、就労期間が3月31日までの就労証明書しか用意できません。4月以降の雇用継続については希望を出していますが、正式な決定はもらっていないため、4月以降の就労証明書は現在用意できません。どうしたら良いですか。

A 7. 就労期間3月31日までの就労証明書を提出し、申請書の備考欄に4月以降の就労予定を記入してください（内容の証明がもらえる場合は、その写しを添付）。入会決定した場合は、入会許可期間を4月30日までとし、4月末日に新たな就労証明書をご提出いただくことで、入会許可期間を延長します。

なお、4月以降の新たな就労証明書の提出がなかった場合は、退会となりますので、ご注意ください。

Q 8. 現在、就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたら良いですか。

A 8. 内定の証明がもらえる場合は、その写しを申請書に添付してください。

内定の証明がもらえない場合は、求職活動申立書を提出した上で、就職後に就労証明書を速やかに提出してください。

なお、入会日より3ヶ月以内に提出がない場合は退会となりますので、ご注意ください。

Q9. 現在は13時までの勤務ですが、17時までの勤務に変更になるため、入会申請します。現在の勤務先では、13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたら良いですか。

A9. 勤務先で就労証明書の空いているスペースに「○月○日より勤務時間変更予定（○時～○時）」等の記載をいただければ結構です。

この場合、入会後は速やかに就労証明書（変更後の勤務時間が記載されたもの）を提出してください。

Q10. 自営業ですが、屋号がありません。下欄の証明欄の事業所等名称は、どのように記入すれば良いですか。

A10. 自営業の事業主の氏名をご記入ください。

児童クラブを利用する理由について

Q11. 出産後に産休に入りますが、利用できますか。

A11. 産前は出産予定日より遡って2ヶ月前の月の初日から、産後は出産日から2ヶ月を経過した月の月末まで利用できます。

提出書類として、入会要件申立書及び母子健康手帳（表紙及び出産予定日のページ）の写しを提出してください。

産後は、母子健康手帳（出生届出済み証明のページ）の写しなど出生日のわかるものの提出が必要です。

Q12. 現在、育休中です。児童クラブに入会はできますか。

A12. 育休期間中は入会することはできません。

ただし、育休明けから就労復帰をされる方は“就労”を理由に、求職活動を開始される方は“求職活動”を理由に入会申請をすることが可能です。

※求職活動を理由に入会する場合、利用許可期間は3ヶ月間となります。